

知らなくちゃ! 税

第30号 / 2017年1月



人道の港 敦賀ムゼウム (敦賀市)

第二次世界大戦時、ナチス・ドイツが迫害するユダヤ人難民を逃がすために、日本に入国できるビザを発行し六千人以上の命を救った杉原千畝。ここ敦賀ムゼウムではその時のビザの写しや、敦賀港に上陸したユダヤ人難民との交流、心温まるエピソード等が紹介されています。「ムゼウム」とはポーランド語で“ミュージアム(資料館)”という意味です。

発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.jp>

敦賀納税貯蓄組合連合会
敦賀青色申告会
公益社団法人敦賀法人会
敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部
敦賀小売酒販組合
敦賀商工会議所
わかさ東商工会

資料提供

敦賀税務署
福井県嶺南振興局
敦賀市 / 美浜町 / 若狭町

この社会あなたの税がいきている



自宅で作成！ 確定申告書



国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

確定申告書等作成コーナー

作成コーナー

検索

※ただし、平成28年分については、平成29年1月4日(水)からの運用開始を予定しております。

印刷したものを郵送により提出することができます！



給与・年金のみの方は、
専用画面から作成できます！
タブレット端末等でも！

かんたん！

確定申告の相談は 2月16日(木)から！



敦賀税務署の申告相談会場(敦賀駅前合同庁舎4階)の開設日は、
平成29年2月16日(木)です。

開設日前におきましては、限られた職員で対応しておりますので、確定申告の
相談等にお越しになられた際には、お持ちいただく場合があります。

申告と
納税は

所得税及び復興特別所得税・贈与税
3月15日(水)まで

消費税及び地方消費税
3月31日(金)まで

詳細については、税務署にお尋ねください。 敦賀税務署 TEL:0770-22-1010

申告書には マイナンバーが必要です!

1 申告書へのマイナンバーの記載

申告者ご本人や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。



【例：所得税等の確定申告書】

| | | | | |
|------|---------------|------------------------------------|--------------|-------------|
| 税務署長 | | 平成 28 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 B | | FA0122 |
| 住所 | 〒XXXX XXXXX | 個人番号 | 123456789012 | 第一表 (平成) |
| 氏名 | 番号 花子 | 性別 | 男 | |
| 職業 | 会社員 | 世帯主の氏名 | 番号花子 | 世帯主の扶養 |
| 生年 | 4 0 1 0 3 2 1 | 電話 | 勤務先・携帯 | |

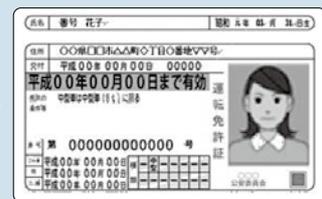
2 本人確認書類の提示又は写しの添付

申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

例1 マイナンバーカード



例2 通知カード + 運転免許証など



マイナンバーカードをお持ちの方は、
ご自宅等のパソコンからe-Taxで申告できます!
自宅等からのe-Taxなら本人確認書類の送付は不要!

※ICカードリーダライタの準備が必要です。
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。



国税に関する
マイナンバー制度の
最新情報は

国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)

国税庁 マイナンバー

検索

平成28年度 中学生の「税についての作品」入賞者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集しました。本年度は、作文と書道合わせて850点の応募があり、審査の結果、次の方が入賞されました。多数のご応募ありがとうございました。

書道の部

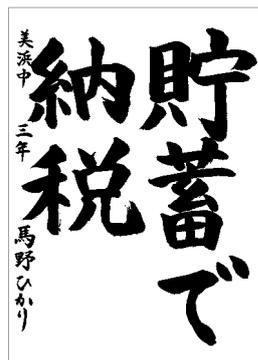
- 北陸納税貯蓄組合
総連合会長賞
野村 美巴
(松陵中学校3年)



- 敦賀税務署長賞
山田 真凜
(粟野中学校2年)



- 敦賀納税貯蓄組合
連合会佳作
馬野 ひかり
(美浜中学校3年)



- 敦賀納税貯蓄組合
連合会佳作
坂井 里菜
(気比中学校1年)



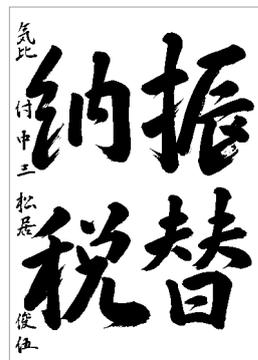
- 敦賀納税貯蓄組合
連合会佳作
坂口 綾乃
(粟野中学校2年)



- 敦賀納税貯蓄組合
連合会佳作
南部 紗季
(松陵中学校2年)



- 敦賀納税貯蓄組合
連合会佳作
松居 俊伍
(気比付属中学校3年)



作文の部

- 北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
徳本 優奈 (気比付属中学校1年)
- 福井県知事賞
藤木 蓮 (粟野中学校1年)
- 福井県納税貯蓄組合総連合会長賞
南 凜 (粟野中学校3年)
- 敦賀税務署長賞
吉良 優輝 (粟野中学校1年)
山口梨々香 (気比中学校2年)
- 敦賀市長賞
山田 真由 (粟野中学校2年)

- 美浜町長賞
明石 実巳 (美浜中学校3年)
- 若狭町長賞
川崎 泰成 (三方中学校3年)
- 敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
大同 未佑 (上中中学校3年)
林田駿太郎 (気比付属中学校1年)
- 敦賀青色申告会長賞
西野美菜実 (上中中学校3年)
若林芽空夢 (粟野中学校1年)
- 公益社団法人敦賀法人会長賞
西田ひかり (上中中学校3年)
藤村 然 (粟野中学校1年)

- 敦賀間税会長賞
柿本 侑泉 (上中中学校3年)
鈴木 康介 (粟野中学校1年)
- 敦賀納税貯蓄組合連合会佳作
岩井 駿 (角鹿中学校2年)
島津 海晴 (上中中学校2年)
田作 優人 (東浦中学校3年)
前川 遥音 (松陵中学校1年)
宮下 拓也 (角鹿中学校1年)
山崎 竜也 (上中中学校3年)
山本 結万 (気比付属中学校2年)

私は雨が嫌いです。朝起きた時、雨が降っていると、急に今日一日がつまらなく感じるからです。この夏、関東地方では雨が降らず、節水呼び掛けしているニュースを聞きました。利根川水系の8つのダムの貯水率が60パーセントを切っているというアナウンサーの声とともに画面が切り替わり、水が干上がり、水面が低くなったダム湖が映りました。私は、このまま雨が降らなくなったらどうなるのだろうと思って聞いていました。関東地方の人は困っているだろうな、でも、私の住む街には関係ないのかなとどこか他人事のように感じていました。

その数日後のニュースでも梅雨なのに雨が降らず、田んぼも水不足で稲の成長を心配している農家の方が映りました。その方の顔をしかめた本当に困っている表情を見ると、他人事のように感じていたニュースも実は、私にも関係があるのではと思いはじめました。昔は雨が降らない時、雨乞いをする本で読んだことがあります。大人の人達が空に向かってお祈りをする挿絵がありました。雨乞いをすれば雨が降るのかと素朴に思っていました。大人が神頼みをするほど雨は昔も今も大切だと気がきました。

私達の税。税を考えた時、この税も雨と似ていると思いました。雨が降らなければ私達の生活に支障が出ます。一部の人だけが困るのではなく、みんなが困ります。税も同じで、税がなければ

私達の生活全てが別世界のように変わっているでしょう。学校に行きたいのに行けない。ごみは収集されず汚い街になる。病気にかかった時、治療費が高くて治療ができない人もいます。快適な生活を送れる人はわずかで、平等で助け合うことはないと思います。税があるこの社会では考えられません。

税は私達が公平に暮らすために絶対に必要な仕組みです。みんなが納税することでみんなの大きな安心につながります。雨も一滴一滴は大したことはないけれど、その一滴が結集するとダムを満たすことができます。その貯まった水を使うことで私達の生活は支えられています。税もみんなで少しずつ出し合い、よりよい社会を創る。これが税の大きな役割だと思います。税は社会のために必要不可欠です。

今夜もお風呂にゆっくりと体を沈めてのんびりしました。この浴槽の水も雨が降り、ダムなどに集められ、きれいに処理されて、電気やガスで沸かされ、お湯となり蛇口から出て、浴槽まで運ばれてきたはず。税があるからダムも造られ、水も浄化でき、電気やガスも使えて私もこんなに心地よい生活をしている。そう思うと税の制度は上手にできていて、私達の暮らしをよりよいものにしてくれています。税への関心をさらに高め、税に感謝したいです。

平成28年度 高校生の 税に関する作文 入賞者

国税庁が募集する「税に関する高校生の作文」には、敦賀税務署管内の高校生から**589点**の作品が寄せられました。ご応募ありがとうございました。

○敦賀税務署長賞

「震災と税」 川島 明美(美方高等学校1年)

「税の課題とこれから」 清水 菜月(美方高等学校1年)

敦賀納税貯蓄組合連合会

- ・納税資金の備蓄
- ・振替納税又は
ダイレクト納付の利用



消費税期限内納付運動実施中!

消費税の納税は期限内に

- 消費税は、消費者からの預かり金的性格を有する税です。事業資金とは区別して納税資金の備蓄をし、納期限までに確実に納税しましょう。
 - 消費税の納税は、指定預貯金口座からの振替納税やダイレクト納付が便利で安全です。
- ※**ダイレクト納付とは**
電子納税の一種ですが、インターネットバンキングの契約が不要で、期日を指定して納付することができます。
また、毎月の源泉所得税や法人事業者の法人税・消費税などの納付にもご利用できます。
詳しくは、税務署又は最寄りの金融機関の窓口にお尋ねください。

★ 納税貯蓄組合は、納税資金の備蓄と国税、地方税の期限内納付を促進することを目的とする団体です。

納税は安全・便利で確実な口座振替で!

ご利用に当たっては、「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。
(ただし、過去に提出済の方は改めて提出する必要はありません。)

平成28年分確定申告は

申告所得税及び復興特別所得税の場合

3月15日(水)が納付期限ですが **振替納税**を利用すると
4月20日(木)にご指定の口座から振替納付されます。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の場合

3月31日(金)が納付期限ですが **振替納税**を利用すると
4月25日(火)にご指定の口座から振替納付されます。

(注) 預貯金の不足等で振替できなかった場合、納付期限の翌日から納付日まで延滞税がかかります。

お電話でご相談ください

【確定申告に関するご質問やご相談】

平成29年1月19日(木)から3月15日(水)まで、「確定申告電話相談センター」で確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。敦賀税務署の代表電話(22-1010)にお電話いただき、自動音声案内に従い『0』を選択してください。

【確定申告電話相談センター】 TEL:0770-22-1010

◎平成29年1月19日(木)から3月15日(水) 8時30分～17時(土日祝日を除きます)

【確定申告書等作成コーナーの操作やe-Taxに関するご質問】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問い合わせください。

【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】 TEL:0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

◎月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)

【マイナンバーに関するご質問】

マイナンバーカードの取得やICカードリーダライタの設定などマイナンバーに関するご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 TEL:0120-95-0178

◎月曜日～金曜日 9時30分～20時 ◎土日祝日 9時30分～17時30分

※年末年始を除きます。 ※受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページをご確認ください。

【国税に関する一般的なご質問やご相談】

所得税や相続税のしくみなど、国税に関する一般的なご質問やご相談を希望される方は、敦賀税務署の代表電話(22-1010)にお電話いただき、自動音声案内に従い『1』を選択してください。「電話相談センター」(国税局税務相談室)へおつなぎします。なお、国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。携帯電話からも接続可能です(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)。

公的年金等を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときには、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- ※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関することについてはお住まいの市町にお尋ねください。

相続税

平成27年1月1日以降の遺産に係る 基礎控除額が引き下げられました

【改正前】

5,000万円＋
(1,000万円 × 法定相続人の数)

【改正後】

3,000万円＋
(600万円 × 法定相続人の数)

被相続人(亡くなられた方)から相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額(3,000万円と600万円に法定相続人の数を乗じて算出した金額との合計額)を超える場合、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日(通常は、被相続人の死亡の日)の翌日から10ヶ月以内に、申告と納税をする必要があります。

税についてのご相談は 税理士に



地域社会に貢献し、ともに歩む税理士会

| 氏名 | 事務所所在地 | 電話番号 | 氏名 | 事務所所在地 | 電話番号 |
|-----------------|---------|---------|---------------|--------|---------|
| 中村 藤夫 | 敦賀市津内町 | 22-1343 | 森 輝夫 | 敦賀市神楽町 | 25-7770 |
| 田中 信幸 | 敦賀市新松島町 | 25-8585 | 渡辺 征二 | 敦賀市結城町 | 20-0116 |
| 竹長 徹 | 敦賀市中央町 | 24-0855 | 安久 彰 | 敦賀市開町 | 23-0525 |
| 山形 晃 | 敦賀市三島 | 22-2511 | 濱本 幸雄 | 敦賀市鞠山 | 22-2848 |
| 辻 達博 | 敦賀市中央町 | 21-1355 | 古坂 貴司 | 若狭町飯屋 | 62-2218 |
| 中村 淳 | 敦賀市津内町 | 22-1343 | 本川 芳宏 | 敦賀市相生町 | 21-3307 |
| 加藤 智二 | 敦賀市本町 | 22-0157 | 荒本 一俊 | 敦賀市本町 | 23-2666 |
| 森口 春幸 | 敦賀市結城町 | 20-0116 | 橋本 佳和 | 敦賀市木崎 | 23-0215 |
| 中山 忠芳 | 敦賀市開町 | 23-3426 | 竹長 妙 | 若狭町鳥浜 | 45-3855 |
| 山形晃士郎 | 敦賀市三島 | 22-2511 | 金森 文質 | 敦賀市本町 | 22-0157 |
| 竹内 収平 | 若狭町持田 | 64-1885 | 田邊 繁雄 | 敦賀市中央町 | 24-0855 |
| 藪原 孝夫 | 敦賀市樫曲 | 22-4099 | 林 智勇 | 敦賀市川崎町 | 23-3525 |
| 税理士法人竹長会計 | 敦賀市中央町 | 24-0855 | 税理士法人 TACT | 敦賀市結城町 | 20-0116 |
| 税理士法人中村会計 | 敦賀市津内町 | 22-1343 | 敦賀中央税理士法人 | 敦賀市本町 | 22-0157 |
| 税理士法人竹長会計わかさ事務所 | 若狭町鳥浜 | 45-3855 | 敦賀中央税理士法人森事務所 | 敦賀市神楽町 | 25-7770 |

毎年 2月 23日は税理士記念日です。
プラザ萬象において無料申告相談会を開催いたします。

| 場 所 | 開 催 日 | 開催時間 | 主 催 |
|-----------------|---------------|--------------|------------|
| プラザ萬象第4会議室(敦賀市) | 平成29年2月23日(木) | 9:30 ~ 16:00 | 北陸税理士会敦賀支部 |

無料税務相談所のお知らせ

北陸税理士会では、下記の要領で無料税務相談を実施しています。

※ご希望の方はあらかじめお電話にてご予約ください。

と き 毎月第1・3水曜日(1月～3月と祝日は除く)、13時～16時の間で、1人30分以内

と ころ 福井県税理士会館(福井市日之出5丁目14-25)

電 話 0776-52-0510

内 容 ・一般納税者対象の税務相談 ・小規模事業者対象の記帳指導 ・決算指導 など

手書き記帳の方 パソコンで青色申告はじめませんか？

パソコン用会計ソフト ブルーリターンA

5つの特徴

- ① 低廉な費用で毎年の税制改正に対応
- ② パソコン初心者にもやさしい操作性
- ③ 青色申告特別控除65万円の適用
- ④ かんたんイータックス送信機能搭載
- ⑤ 青色申告会事務局がサポート

無料体験版を今すぐダウンロードできます

<http://www.bluereturna.jp>

本体価格 18,000 円 (税別)

保守料 3 年分 9,000 円 (税別)

合計価格 27,000 円 (税別)

対応 OS Windows10 / Windows8.1 / Windows7 / WindowsVista

白色申告の方 青色申告をはじめませんか？

平成26年1月から、事業所得等を有するすべての方に、記帳・帳簿等の保存制度が義務付けられました。この機会にぜひ、税法上色々な特典のある青色申告をされることをお勧めします。

青色申告会では、記帳や青色申告の仕方について、会員の方向けの相談を行っておりますので、お気軽にご連絡ください！

■お問い合わせ先：敦賀青色申告会事務局（神楽町2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL：0770-23-6794）

敦賀商工会議所は地域で頑張る皆様をサポートします！

売上を増やしたい
経営を改善したい…

資金繰りが
厳しい…

独立開業したい、
お店を始めたい…

専門家に無料で
相談したい…

まずは私たち敦賀商工会議所にご相談ください！！

「創業」、「資金繰り」、「税務関係」、「販路開拓」等、経営に関するお悩みがございましたら、私たちにご相談ください！

(相談無料・秘密厳守)

■お問い合わせ先：敦賀商工会議所 中小企業相談所

TEL：0770-22-2611 FAX：0770-24-1311 E-mail：tcci_soudan@tsuruga.or.jp

URL：http://www.tsuruga.or.jp

敦賀小売酒販組合

下記のビール共通券は2018年(平成30年)3月31日に有効期限を迎えます。お手持ちのビール共通券をご確認いただき、有効期限内にお使いいただくようお願いします。なお、有効期限を経過すると、無効になりますのでご注意ください。



敦賀間税会

敦賀間税会においては「税を考える週間」の行事として、敦賀税務署との共催にて敦賀市内の小学生を対象に「体験型校外税金教室」を行っております。今年は11月7日に敦賀西小学校5年生の児童35名を敦賀税務署へ招き、署内の見学の後、教材イラストをもとに税金の大切さについて勉強しました。また、その後は大阪税関敦賀税関支署を訪問し、麻薬探知犬のデモンストレーションを見学。麻薬を嗅ぎ付ける機敏な動きにみんな感心した様子でした。この日は児童たちに“自分達の暮らしになぜ税金が必要か、”を心に刻んだ大変有意義な一日となりました。

また、11月11日・18日には、こちらも毎年恒例の活動として敦賀市、美浜町、若狭町の中学3年生を対象とした「世界の消費税クリアファイル」を各教育委員会を通じて生徒へ贈呈しました。



税務署長室を見学



税金の大切さを勉強



麻薬探知犬のデモンストレーションの様子



「世界の消費税」クリアファイルの贈呈

あなたの経営をサポートします！

● 小規模事業者の経営課題の解決・経営力向上を支援！

巡回、窓口相談・各種セミナー・専門家派遣を実施しています。

● 全国商工会連合会推奨経理ソフト「ネット de 記帳」の導入支援！

インターネットを利用した安心・楽々な経理システムです。導入からサポートまで丁寧にサポートします。

経営に関してお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

■ お問い合わせ先：

わかさ東商工会 TEL:0770-45-0222 (本所) 0770-32-0121 (美浜支所) 0770-62-0088 (上中支所)

福井県からのお知らせ

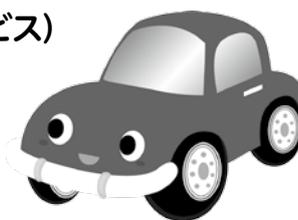
【自動車税の名義変更、抹消登録について】

売買や廃車等により自動車を手放した場合は、必ず運輸支局で所定の手続きを行ってください。自動車税は、毎年4月1日現在の登録に基づき課税されます。名義変更や抹消の登録手続きを行わない限り、課税されることとなります。

● 登録についてのお問い合わせ先

【中部運輸局福井運輸支局】 TEL:050-5540-2057 (テレホンサービス)

※なお、軽自動車税については、お住まいの市町にお問い合わせください。



【住所等を変更された場合】

自動車検査証の記載事項(住所・氏名等)に変更がある場合は、必ず年度末までに運輸支局において自動車検査証の変更を行ってください。事情があって検査証の変更が遅れる場合は、嶺南振興局税務部までご連絡の上、翌年度以降の納税通知書の送付先変更を行ってください。

※住民票を異動しただけでは変更されません。

● 車検証記載事項変更について

【中部運輸局福井運輸支局】 TEL:050-5540-2057 (テレホンサービス)

● 送付先変更ご連絡先

【嶺南振興局税務部】 TEL:0770-56-2223

【納税確認のお知らせ】

これまで、自動車の継続車検時に納税通知書に添付してあります「納税証明書」の提示をお願いしておりましたが、平成27年7月より運輸支局で「納税確認」が行えるようになり、「納税証明書」の提示は不要となっております。

ただし、以下の方は「納税確認」が行えませんので、ご注意ください。

- ・自動車税に滞納のある方
- ・自動車税が課税取消等となっている方
- ・銀行、コンビニ等で収納してからおおむね10日以内の方(これまでどおり「納税証明書」の提示により車検が受けられます。)

【障害をお持ちの方に対する自動車税等の減免制度について】

県では、一定の要件に該当する身体障害者、知的障害者および精神障害者の方などが日常生活を営む上で不可欠な自動車について、自動車税および自動車取得税を減免しています。

自動車税の納税通知書が届きましたら、必ず納期限までに減免申請の手続きをしてください。新たに身体障害者等となられた方については随時申請を受け付けています。お気軽にお問い合わせ、ご来庁ください。

● お問い合わせ先

【嶺南振興局税務部】 小浜市遠敷1丁目101若狭合同庁舎1階 TEL:0770-56-2223

● 自動車を取得される場合

【福井県税事務所分室】 TEL:0776-35-6940

個人住民税 医療費控除の特例とは？

平成28年度地方税法の改正により、個人住民税の医療費控除の特例が創設されました。

- 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人住民税に限り、本人の選択により医療費控除に代えて「特定一般用医薬品等購入費」を所得金額から控除できるものです。

特定一般用医薬品等購入費とは…

要指導医療品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品の購入費用

- ・コンタック鼻炎Z [鼻炎薬] ・ガスター10 [胃腸薬]
- ・ナロンエース、ロキソニンS [解熱鎮痛剤] など

※対象品目は、厚生労働省HPでご確認下さい。

創設された特例と従来の医療費控除との比較

☆特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

| | 創設された医療費控除の特例 | 従来の医療費控除 |
|----------|---|--|
| 対象となる期間 | 平成29年1月1日から 平成33年12月31日までの各年 【1月1日から12月31日まで】 | 恒常的措置（期間の定めなし）/各年 【1月1日から12月31日まで】 |
| 対象者 | 本人又は本人と生計を一にする 配偶者その他の親族 | 本人又は本人と生計を一にする 配偶者その他の親族 |
| 対象者の適用要件 | 医師の関与がある ●特定健康診査 ●予防接種 ●定期健康診断 ●健康診査（人間ドック等） ●がん検診 のいずれかひとつを受けていること | 特になし |
| 控除対象 | 特定一般用医薬品等の購入対価 | ●医師・歯科医師による診療・治療の対価 ●治療・療養に必要な医薬品の購入対価 など |
| 控除金額 | ①－②－③ ① 上記対象医薬品購入費 ② 保険金などで補てんされる金額 ③ 12,000円 | ①－②－③ ① 上記対象医療費 ② 保険金などで補てんされる金額 ③ 100,000円か総所得金額の5%の 低い金額 |
| 控除限度額 | 88,000円 | 200万円 |
| 控除に必要な書類 | ●特定一般用医薬品等に該当するものの 金額が明示された領収書など ●健康診査などを行った保険者の名称等 の記載がある証明書など | 医療費の領収書など |



ワンポイント

*今まで医療費が10万円（又は総所得金額の5%）を超えずに医療費控除の対象にならなかった方はご家族全員の特定一般用医薬品等の総購入額を調べてみましょう！

敦賀法人会は次代を担う青少年の租税教育の推進と地域社会の健全な発展と活性化に貢献することを目的として活動をしています。

租税教育活動

次代を担う子供たちに税の大切さを理解してもらうため、青年部が中心となって、敦賀税務署管内の小学6年生を対象に税金教室を開催しています。



若狭町三宅小学校



美浜東小学校



敦賀市立北小学校

税に関する絵はがきコンクール (主な受賞表彰式)



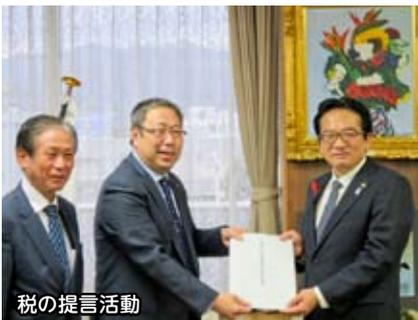
敦賀市立中郷小学校



敦賀市立中央小学校



敦賀市立栗野南小学校



税の提言活動



女性部会コンサート



記念講演会(年2回)



青年部会 県外研修



会員ふれあい県外研修(京都)



税務税制研修会(年4回)

新規会員募集中!!

敦賀市神楽町2丁目1-4 (商工会館ビル 3F)
TEL : 0770-25-4700